

第1節 生命保険の概要

【試験に出題される論点と学習のポイント】

👉 3級同様、試験に出題されることはありませんが、生命保険を理解する上で前提となる論点です。確認しておきましょう。

1 生命保険の基礎用語

生命保険を理解するために、まずは基礎用語をおさえておきましょう。

(1) 生命保険契約を行う人に関連した用語

契約者	<ul style="list-style-type: none">●保険会社と保険契約を結び、保険契約上の一切の権利と義務を持つ人のことです●契約者には個人でも法人でもなることができます
被保険者	<ul style="list-style-type: none">●保険の対象となる人のことで、被保険者が病気やケガ、死亡などの保険事故が発生した場合に保険金・給付金が支払われます●被保険者は個人のみなることができ、原則として変更できません
保険金受取人	<ul style="list-style-type: none">●契約者から保険金の受け取りを指定された人のことです●保険金受取人には個人でも法人でもなることができます

(2) 保険契約に関連した用語

責任開始日	<ul style="list-style-type: none">●保険契約上の責任が開始する時期（保障が始まる日）のことです●原則として、保険契約の申込み、告知（または診査）、第1回保険料の払込みがすべて完了した日が該当します
保険料	<ul style="list-style-type: none">●契約者が保険会社に支払う料金のことです
保険金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の死亡などの保険事故が発生したときや、満期時に保険会社から保険金受取人に支払われるお金のことです
給付金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者が入院や手術をしたときなどに保険会社から保険金受取人に支払われるお金のことです
診査	<ul style="list-style-type: none">●保険契約の際、被保険者に対して医師が行う身体検査です
承諾	<ul style="list-style-type: none">●保険会社が保険契約の加入申込みを認めることです
責任準備金	<ul style="list-style-type: none">●保険会社が将来の保険金や給付金の支払いに備えて、保険料や運用収益の中から積み立てるお金のことで、保険数理に基づいて算定さ

	れて積み立てられます
解約返戻金	●保険契約を途中で解約した場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです
主契約	●それだけで保険契約として成立する、生命保険の基本となる部分のことです
特約	●主契約に加えて契約する部分のことです ※単独では契約できません

2 生命保険の基本型

保険は、リスクファイナンスの代表的な手法です。その中で生命保険は、死亡、病気やケガ、長生きなどによる経済的損失や負担に備えるものです。


生命保険には、どのような時に保険金が支払われるかといった側面から、**死亡保険**、**生存保険**、**生死混合保険**の3種類に分類することができます。

▼生命保険の基本型

保険の種類	特徴	保険商品の例
死亡保険	●被保険者が、保険期間中に死亡または高度障害状態になった場合に保険金が支払われます	●定期保険 ●終身保険
生存保険	●被保険者が、保険期間満了日（満期）まで生存していた場合に保険金が支払われます	●こども保険（学資保険） ●個人年金保険
生死混合保険	●死亡保険と生存保険を組み合わせたタイプの保険です ※被保険者が契約の途中で死亡した場合には死亡保険金が支払われ、満期まで生存していた場合には満期保険金が支払われます	●養老保険

第2節 生命保険料のしくみ

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 3級の復習ですが、生命保険を理解する上で前提となる論点です。学科試験を中心に
出題されることもあります。

1 保険料算出の基礎

生命保険の制度全体は多数の法則と収支相等の原則によって成立していますが、1人ひとりの保険料は以下の3つの予定基礎率を用いて計算されます。

(1) 予定死亡率

過去の統計（各生命保険会社共通の生保標準生命表）により予測される、年齢・性別ごとの死亡者数の割合のことをいいます。

死亡保険では、予定死亡率が低いほど保険料が安くなり、予定死亡率が高いほど保険料が高くなります。

(2) 予定利率

保険契約者が支払う保険料は、必要な経費を差し引いたうえで、将来の保険金支払にあてる積み立てを行っていますが、その積み立てたお金の運用収益見込みのことをいいます。

予定利率が低いほど保険料が高くなり、予定利率が高いほど保険料が安くなります。

(3) 予定事業費率

保険会社は、保険事業を運営するにあたって必要とする費用を見込みます。その必要とする費用の割合のことをいいます。

予定事業費率が低いほど保険料が安くなり、予定事業費率が高いほど保険料が高くなります。

▼予定基礎率と保険料の関係

	低い	高い
予定死亡率	保険料が安くなる	保険料が高くなる
予定利率	保険料が高くなる	保険料が安くなる
予定事業費率	保険料が安くなる	保険料が高くなる

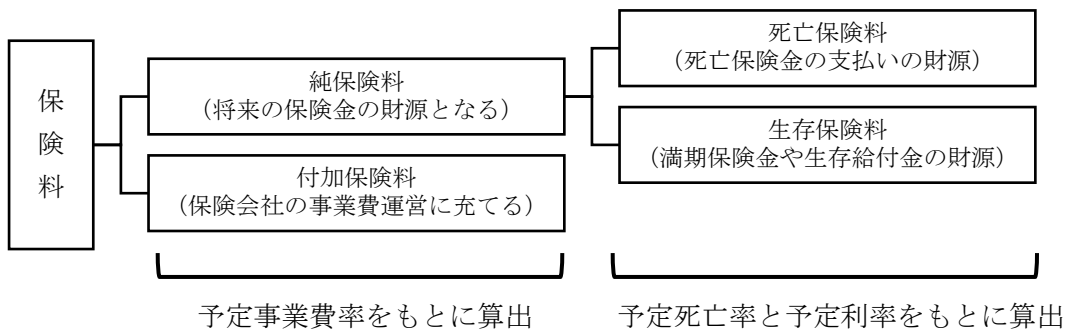
2 保険料の構成

保険契約者が支払う保険料は、将来の保険金支払いの財源となる**純保険料**と、保険会社の事業運営費用に充てる**付加保険料**の2つから構成されています。

また、純保険料は死亡保険金の支払い財源となる**死亡保険料**と、満期保険金や生存給付金の財源となる**生存保険料**に分けることができ、**予定死亡率**と**予定利率**をもとに算出されます。

また、付加保険料は**予定事業費率**をもとに算出されます。

▼保険料の構成



3 剰余金

保険料は3つの予定基礎率をもとに算出されますが、これはあくまで将来に対する予測で求められたものです。一般的には余裕をもって算出がなされているため、保険金や費用の支払いをしても保険会社の決算時に受け取った保険料が余る場合があります。これを**剰余金**といいます。剰余金は、以下の3つの利源がもとになっています。

(1) 死差益

予定死亡率により見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が少なかった場合に生じる利益のことをいいます

(2) 利差益

予定利率により見込まれた運用収益よりも、実際の運用収益が多かった場合に生じる利益のことをいいます

(3) 費差益

予定事業費率により見込まれた経費よりも、実際の経費が少なかった場合に生じる利益のことをいいます

4 配当金

決算により剰余金が発生した場合に、契約者に分配されるお金のことを**配当金**といいます。配当金があるかないかで、保険商品の種類は3つに分けることができます。

保険期間中に配当金を受け取った場合、その配当金に対しては所得税や住民税は課税されません。ただし、生命保険料控除の計算においては、支払保険料から配当を受けた金額を控除することになります。

▼配当金の有無による保険商品の分類

有配当保険	●死差益、利差益、費差益のすべてを財源として配当が支払われる保険をいいます
利差配当保険	●利差益がでた場合にのみ配当を支払う保険をいいます
無配当保険	●配当をまったく支払わない代わりに保険料を安く設定する保険をいいます



もう一步おさえておこう！

●配当がある分、有配当保険の保険料が最も高くなり、利差配当保険、無配当保険の順に安くなります

▼試験にはこう出題された！

●生命保険の保険料等の仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

(2019年5月 学科)

1. 保険料の内訳は、将来の保険金・給付金等の支払いの財源となる純保険料と、保険会社が保険契約を維持・管理していくために必要な経費等の財源となる付加保険料とに分けられる。
2. 生命保険事業における剰余金の3利源は、死差益・利差益・費差益である。
3. 契約者配当金とは、決算によって発生した剰余金が契約者に分配されるものであり、株式の配当金と同様に、配当所得として課税対象となる。
4. 責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いの責任に応じるために、保険数理に基づいて算定されて積み立てられる。

→ 3

第3節 保険契約の手続きと保険料の払込み

【試験に出題される論点と学習のポイント】



保険契約をする上で必要な知識です。保険料を支払うことができなかった場合に契約はどうなるのか？ということを理解しておきましょう！

特に、保険契約による責任開始日については、試験で出題されることもあります。

1 保険の募集

保険の募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うことをいいます。保険の募集行為ができるのは、保険募集人、保険代理店、保険仲立人（ブローカー）として登録を行っている者に限られるため、**保険募集人資格を保有しないFPは、具体的な保険の販売を行うことはできません**（ライフプランと資金計画の課目にて学習）。



もう一步押さえておこう！

●代理と媒介の違い

代理	●保険募集人が承諾をすれば、その保険契約が成立する形態をさします
媒介	●保険募集人が保険契約の勧誘を行い、保険契約の成立は保険会社の承諾による形態をさします

2 告知義務と告知義務違反

保険契約を申し込む際に、契約者または被保険者は、保険会社の質問に対して健康状態や職業、過去の入院や手術歴などをありのまま回答する必要があります。これを**告知義務**といいます。

この時、故意または重大な過失により、重要な事実を告知しなかった場合や事実と異なることを告知した場合には、**告知義務違反**になります。告知義務違反となった場合には、保険会社は一方的に保険契約を解除できることになっています。

解除となった場合には、原則として解約返戻金に相当する金額があれば払い戻しを受けることができます。ただし、保険事故が発生していた場合には、保険金や給付金は支払われません。



もう一步押さえておこう！

●保険法の規定によれば、保険契約者や被保険者に告知義務違反があった場合、保険者の保険契約の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1ヶ月間行使しないとき、または保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅します

3 契約の承諾と責任開始日

保険会社が保険の保障を開始する日を責任開始日といいます。責任開始には保険会社の“契約の承諾”が必要であり、一般的に“保険契約の申込み”“告知または医師の診査”“第1回目保険料の支払い”の3つがすべて完了した日から保障が開始されます。

▼試験にはこう出題された！

●下記<資料>は、藤原さんが契約した生命保険の契約の流れを示したものである。この保険契約の保障が開始する日として、最も適切なものはどれか。なお、責任開始日(期)に関する特約等はない契約であり、保険料は月払いであるものとする。

(2020年1月 実技：資産設計提案業務)

<資料>

- ・2019年10月10日募集人との面談により申込書類の記入と告知が完了
- ・2019年10月21日保険会社の事務・医務査定が完了(保険会社の引受けの承諾)
- ・2019年10月27日第1回保険料の払込み(代理店に直接払い込んでいる)

※この保険契約の保険証券に記載の契約日(保険期間の始期)は、2019年11月1日である。

1. 2019年10月10日
2. 2019年10月21日
3. 2019年10月27日
4. 2019年11月1日

→ 3

4 保険料の払込み

保険料の払込方法には月払い、半年払い、年払い、一時払い、前納などの方法があり、月払いより半年払いや年払いなど、まとめて払い込む方法になるほど、保険料が安くなります。

払込経路には口座振替扱い、団体扱い、クレジットカード扱いなどがあります。団体扱いとは、勤務先などの団体で給与から天引きする方法です。勤務先が生命保険会社と契約をしていれば利用することができます。

▼主な払い込み方法

月払い	●毎月、定められた日に保険料を支払う方法です
半年払い、年払い	●半年、または1年に一度、まとめて保険料を支払う方法です ●月払いに比べると、保険料は安くなります
一時払い	●全保険期間の保険料、契約の時に1回で払い込む方法です
前納・一括払い	●全期間、または一部の期間の保険料をまとめて支払う方法です ●前納した期間に応じて、保険料は安くなります ※全期間の保険料を前納することを全期前納といいます 前納の場合、保険期間中に解約や保険事故が発生した場合、未経過分の保険料が払い戻されますが、一時払いでは保険料の払い戻しはありません

5 保険料の払込猶予期間

保険料の払い込みは、定められた期日（払込期月）までに支払わなければなりません。生命保険は一般的に長期間の契約であるため、保険料を払込期日までに払えない事情が生じることもあり得ます。

そのような場合でも、すぐに保険契約の効力を失うことはなく、一定の**猶予期間**が設けられています。この猶予期間中に保険料を支払えば保障は継続しますが、猶予期間を過ぎても保険料の支払いがなければ、保険契約は**失効**します。

▼保険料の払込猶予期間

払込方法	猶予期間
月払い	<p>●払込期月の翌月1日から末日まで</p>
半年払い 年払い	<p>●払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで</p>

6 保険契約の失効と復活

保険料支払猶予期間内に保険料を支払うことができなかった場合、保険契約が失効します。また、復活制度によって保険契約を元に戻すことも可能です。

(1) 失効

失効とは、猶予期間を過ぎても保険料の支払いがなかった場合に、保険契約の効力が失われることをいいます。

失効すると、その後に保険事故が発生しても、保険金などは支払われません。

(2) 復活

失効した契約は、失効してから一定期間内（一般的には3年以内）であれば、契約を元に戻せる場合があります。これを復活といいます。復活するためには保険会社の承諾を得たうえで、告知書の提出もしくは診査を再度行い、遅延保険料とその利息をまとめて支払う必要があります。

復活後の保険料は、失効前の保険料と変わりません。

▼試験にはこう出題された！

●生命保険契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。


(2017年9月 学科)

1. 生命保険契約は、保険契約者と保険会社との合意により契約が成立する諾成契約である。
2. 保険法では、生命保険契約を、保険契約のうち保険者が人の生存または死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く）としている。
3. 保険法では、生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなくても、その効力を生じるとしている。
4. 保険会社では、保険種類ごとに契約の内容を一定にした生命保険約款を作成し、内閣総理大臣の認可を受けて、多数の保険契約者が公平な条件で契約できるようにしている。

→ 3

第4節 生命保険の主な商品～基本的な商品～

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 生命保険における一般的な商品性は、学科試験においてよく出題されています。それぞれがどのような特徴を持っているのか、しっかりと理解しておきましょう！

1 生命保険の主な商品

被保険者の死亡または高度障害により保険金が支払われる基本的な生命保険のタイプには、定期保険、終身保険、養老保険の3種類があります。

▼主な保険の種類

定期保険	●一定期間の死亡保障を確保するための保険
養老保険	●一定期間の死亡保障の確保と貯蓄を目的とした保険
終身保険	●一生涯の死亡保障を確保するための保険

2 定期保険

定期保険とは、一定の期間だけ加入し、その期間内に被保険者が死亡または高度障害となった場合に保険金が支払われる保険です。保険料はいわゆる掛け捨てで、満期保険金はありません。その分、終身保険や養老保険と比べると保険料は安くなっています。

定期保険には、その形によっていくつかの種類に分かれています。

(1) 平準定期保険

平準定期保険とは、保険期間中のどの時点で死亡しても保険金額が変わらないタイプの保険のことをいいます。

(2) 逡減（ていげん）定期保険

逡減定期保険とは、保険期間の経過に応じて保険金額が減少していくタイプの保険のことをいいます。

保険金額が一定の平準定期保険と比べると保険料は割安となりますが、保険期間を通じて保険料の支払いは一定（毎回の支払額は同じ）です。

(3) 遡増（ていぞう）定期保険

遡増定期保険とは、保険期間の経過に応じて保険金額が増加していくタイプの保険のことをいいます。

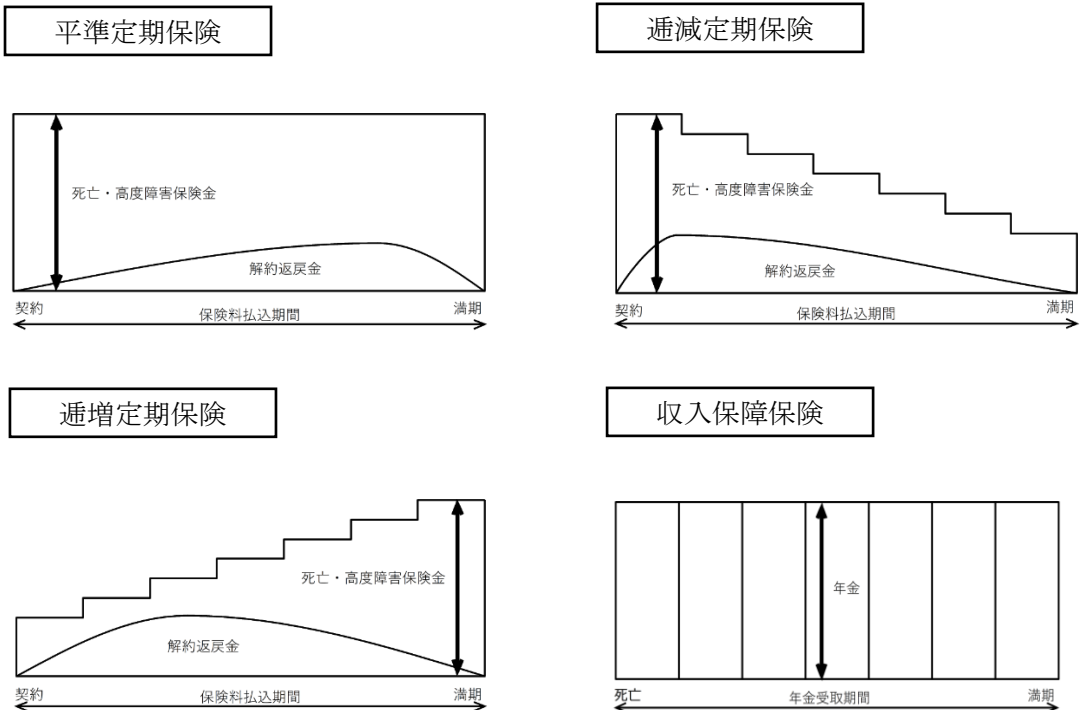
保険金額一定の平準定期保険と比べると、保険料は割高となりますが、保険期間を通じて保険料の支払いは一定（毎回の支払額は同じ）です。

(4) 収入保障保険

収入保障保険とは、保険金が一時金ではなく年金形式（または月払形式）で支払われるタイプの保険のことをいいます。一般的に、保険契約において保険金額の設定は、月額〇〇円といった形になります。

受取総額が同じであれば、一時金で支払われる定期保険に比べて保険料は割安となります。なお、年金形式で受け取る保険金を、一時金で受け取ることも可能ですが、その場合、受け取る保険金の総額は少なくなります

▼定期保険のイメージ図

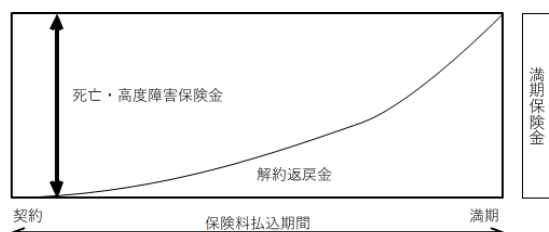


※商品によっては、解約返戻金がまったくないケースもあります。

3 養老保険

養老保険とは、死亡または高度障害となった場合には、死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、満期まで生存していた場合には死亡・高度障害保険金と同額の満期保険金が支払われるタイプの保険です。

▼養老保険のイメージ図

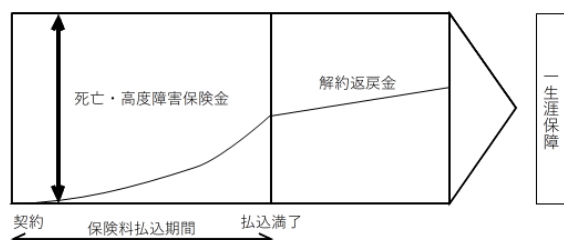


4 終身保険

終身保険は、死亡または高度障害となった場合の保障が一生続くタイプの保険です。期間の途中で解約した場合には**解約返戻金**が支払われることとなります。貯蓄性があるため、同じ保障額の定期保険と比べて保険料は高くなります。

保険料の払い込みには、一生続く終身払いと、一定期間で終了する短期払いがあり、払込期間が短いほど貯蓄性が高くなります。

▼終身保険のイメージ図（短期払いのケース）



🖋️ もう一步おさえておこう！

●低解約返戻金型終身保険とは、終身保険よりも保険料払込期間における解約返戻金が高い（一般的に終身保険の70%程度）代わりに、保険料が割安な終身保険です
※保険料払込期間終了後の解約返戻金は、通常の終身保険と同じ程度となります